

第6号議案 NPO法人 松戸エコマネー - 「アウル」の会 定款の改定

現行	改定
<p><b>第3条</b> この法人は、松戸市民及び松戸市に通勤通学している者に対し、地域で作る助け合いの通貨「松戸エコマネー」を普及させるため、ボランティア活動の推進、実践に関する事業を行い、松戸市の地域交流に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>第3条</b> この法人は、松戸市民及び松戸市に通勤通学している者に対し、地域で作る助け合いの通貨「松戸エコマネー」を<b>用いて</b>、ボランティア活動の推進、実践に関する事業を行い、松戸市の<b>地域経済の活性化と相互交流の促進を図る</b>ことを目的とする。</p>
<p><b>第5条</b> この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 松戸エコマネー「アウル」を媒介としたボランティア活動の推進・実践 松戸エコマネー「アウル」の運営、管理 松戸エコマネー「アウル」の使用状況の調査・分析 松戸エコマネーを普及させる為のバザー等</p>	<p><b>第5条</b> この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 特定非営利活動に係る事業 <b>地域通貨 松戸エコマネー - 「アウル」の発行事業</b> <b>発行する地域通貨「アウル」はA通貨(無償)と、B通貨(有償、前払式証票)とする。</b> 松戸エコマネー - 「アウル」を媒介としたボランティア活動の推進・実践 松戸エコマネー「アウル」の運営、管理 松戸エコマネー「アウル」の使用状況の調査・分析 松戸エコマネーを普及させる為の<b>広報活動</b></p>
<p><b>第13条</b> この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 5人以上15人以内 (2) 監事 1人以上2人以内 2 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長とする。</p>	<p><b>第13条</b> この法人に、次の役員を置く。 (1) 理事 5名以上15名以内 (2) 監事 1名以上2名以内 2 理事のうち1名を理事長、<b>3名以内</b>を副理事長とする。</p>